

第98期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」
（旧：ホテルラングウッド）

株主総会に当日ご欠席の方

同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使

行使期限 | 2022年3月29日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットによる議決権行使

行使期限 | 2022年3月29日（火曜日）
午後5時20分投票分まで

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

目次

■ 第98期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 取締役報酬額改定の件	
第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容決定の件	

（添付書類）

■ 事業報告	28
■ 連結計算書類	51
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55
■ ご参考	61



ロボットトラクタ TJV755

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられている方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、事態の収束に向けてご尽力されている皆さまに心より感謝申し上げます。

コロナ禍は食料の安定供給に係る課題を顕在化させており、生産基盤の強化が必要になってきています。また、地球温暖化をはじめとする環境問題は切実なものとなっています。このような状況のもと、当社グループは「夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な『食』と『農』と『大地』の未来を創造する」という社会的な使命を果たすため、力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



井関農機株式会社
代表取締役 社長執行役員

富安 司郎

株主各位

証券コード6310
2022年3月9日

愛媛県松山市馬木町700番地
井関農機株式会社

代表取締役社長執行役員 富安 司郎

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面または電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただけますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年3月29日（火曜日）午後5時20分までに到着するよう、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただきご返送くださるか、またはインターネット上のウェブサイト(<https://www.web54.net>)により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使に際しましては、4頁の「議決権行使方法についてのご案内」および5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1.日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2.場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号 アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」（旧：ホテルラングウッド）
- 3.目的事項
- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第98期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第98期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 取締役9名選任の件 |
| | 第4号議案 取締役報酬額改定の件 |
| | 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

- 添付書類（監査報告書除く）および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.iseki.co.jp/ir/general_meeting/) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全を第一に考え、下記の方針に基づいて株主総会を開催いたします。何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、郵送またはインターネットによる事前行使をご利用ください。(詳細は4～6頁のとおりです)
2. 株主総会時の事業報告の動画を、株主総会終了後、配信します。

https://www.iseki.co.jp/ir/general_meeting/



3. 株主総会会場にご来場されない株主さまの便宜のため、当社に関するご質問を、下記のメールアドレスにて2022年3月23日(水曜日)午後5時20分まで受け付けております。株主の皆さまの関心が高い事項につきましては、株主総会終了後、当社ホームページに掲載いたします。

【ご質問メールの宛先アドレス】

soukai@iseki.co.jp

なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる当日対応およびご協力願いたい事項について

(1) 当社の対応

- 当社定時株主総会の会場において、役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。

(2) 株主さまへのご協力をお願い

- ご来場の株主さまにおかれましてはマスクのご着用や手指消毒液による手洗い、入場前の検温などにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

5. 今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ホームページにてご案内申し上げます。

https://www.iseki.co.jp/ir/general_meeting/



議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。



株主総会開催日時
2022年3月30日(水曜日)
午前10時

紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後5時20分到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後5時20分投票分まで

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、事業報告の「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、「利益配分に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト「投資家情報(株主総会)」欄に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載事項のほか、上記のインターネット開示事項も含まれています。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト「投資家情報(株主総会)」欄に掲載させていただきます。

投資家情報(株主総会)

https://www.iseki.co.jp/ir/general_meeting/

インターネットによる議決権行使のご案内



議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトパソコンまたはスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

議決権行使のお取扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 議決権行使ウェブサイトアクセスされると、株主様ご本人にお決めいただく8桁の新しいパスワードが必要になりますので、予めご用意ください。
- 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の2022年3月29日（火曜日）午後5時20分投票分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パスワードのお取扱いについて

- 新しいパスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れて、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。（新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。）
- 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

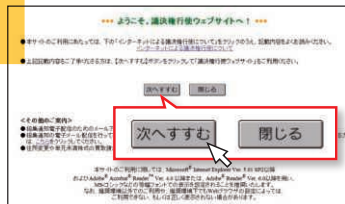
アクセス手順について

議決権行使ウェブサイト

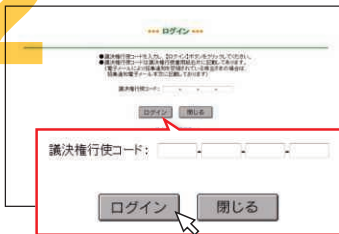
検索

<https://www.web54.net>

1 ウェブサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの入力



ここまでで準備は完了です。ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座をお持ちでない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120 (782) 031
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

機関投資家の皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

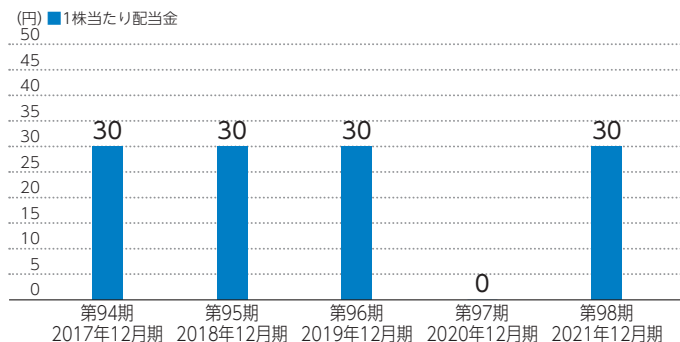
当社普通株式1株につき30円

総額678,328,440円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日

【ご参考】 1株当たり配当金の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

(2) 取締役会の招集権者及び議長の変更

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第23条および第24条に定める取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、本株主総会終結の時をもって生じるものといたします。

（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び業務執行取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を1名以上選定する。</p> <p><u>2 (1) 代表取締役は取締役会を主宰する。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p><u>(2) 全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p><u>3 代表取締役は、会社業務を執行し、会社を代表する。</u></p> <p><u>4 取締役会は、その決議によって、会社業務を執行する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(代表取締役及び業務執行取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を1名以上選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>2 代表取締役は、会社業務を執行し、会社を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役会は、その決議によって、会社業務を執行する取締役を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 (1) <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p>(2) <u>全ての代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役9名選任の件

現在の取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は社外取締役が委員長を務める任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		地位	氏名	取締役会出席状況	指名報酬委員会出席状況
1	再任	代表取締役社長執行役員	とみやす しろう 富安 司郎	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)
2	再任	取締役常務執行役員	なわた ゆきお 縄田 幸夫	100% (20回/20回)	—
3	再任	取締役常務執行役員	ふかみ まさゆき 深見 雅之	100% (20回/20回)	—
4	再任	取締役常務執行役員	おだぎり はじめ 小田切 元	100% (20回/20回)	—
5	再任	取締役執行役員	じんの しゅういち 神野 修一	100% (20回/20回)	—
6	再任	取締役執行役員	たに かずや 谷 一哉	100% (20回/20回)	—
7	再任 社外 独立	取締役	いわさき あつし 岩崎 淳	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)
8	再任 社外 独立	取締役	たなか しょうじ 田中 省二	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)
9	再任 社外 独立	取締役	なかやま かずお 中山 和夫	100% (14回/14回)	100% (7回/7回)

※中山和夫氏は、2021年3月30日開催の第97期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

とみやす しろう
富安 司郎

1958年2月6日生

再任



- 所有する当社の株式の数 7,200株
- 取締役在任期間 6年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|--|---|
| 1980年 4月 株式会社第一勧業銀行入行
(現、株式会社みずほ銀行) | 2016年 3月 当社取締役専務執行役員
当社社長補佐
当社総合企画部管掌
当社IR・広報室管掌
当社人事部管掌
当社財務部担当 |
| 2011年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 | 2017年 1月 当社取締役副社長執行役員
当社総合企画部、IR・広報室担当 |
| 2015年 6月 中央不動産株式会社顧問 | 2019年 3月 当社代表取締役社長執行役員(現任) |
| 2016年 1月 当社顧問 | |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

富安司郎氏は、金融機関在籍時の豊富な経験と実績から、経営企画・財務・経理に関する高い知見および幅広い見識を有しております。2016年3月に取締役に就任し、経営戦略・計画の立案や内部統制体制の企画に手腕を発揮し当社グループを統括してまいりました。2019年3月からは代表取締役社長執行役員として全社的視点から優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益拡大に向けた構造改革を進めるとともに、ESG経営に取り組み、コーポレートガバナンスの強化に貢献するなど企業価値の向上に努めてきました。人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、経営経験を活かし、中期経営計画（2021年～2025年）の達成に向けグループ全体を牽引し、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注) 富安司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

な わ た ゆ き お
縄田 幸夫

1959年3月8日生



再任

- 所有する当社の株式の数 6,400株
- 取締役在任期間 4年（本総会終結時）
- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1984年 9月 当社入社 | 2015年 1月 株式会社中セキ関東代表取締役社長 |
| 2007年 12月 当社地区営業部長 | 2015年 7月 当社執行役員 |
| 2008年 7月 株式会社中セキ東北取締役販売促進部長 | 2018年 1月 当社常務執行役員 |
| 2010年 7月 当社営業推進部長 | 当社営業本部長（現任） |
| 2010年 10月 当社営業本部副本部長 | 2018年 3月 当社取締役常務執行役員（現任） |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

縄田幸夫氏は、農業機械の海外営業や国内営業に長く携わり主要販売会社社長を務めるなど、国内外の営業分野において豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2018年3月に営業本部を担当する取締役に就任し、夢ある農業の実現に向けスマート農機の推進などお客様に喜ばれる製品・サービスの提供拡大を主導し、国内営業戦略の展開において高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注) 縄田幸夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ふ か み ま さ ゆ き
深見 雅之

1959年5月29日生



再任

- 所有する当社の株式の数 8,000株
- 取締役在任期間 3年（本総会終結時）
- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1985年 4月 当社入社 | 2015年 7月 当社執行役員 |
| 2004年 12月 当社関東営業部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2007年 1月 茨城セキ販売株式会社代表取締役社長 | 2019年 3月 当社取締役常務執行役員（現任） |
| 2008年 12月 株式会社セキ中国専務取締役 | 2019年 4月 当社人事部担当 |
| 2011年 1月 株式会社セキ九州専務取締役 | 当社総合企画部、IR・広報室副担当 |
| 2011年 12月 同社代表取締役社長 | 当社コンプライアンス副担当（現任） |
| | 2022年 1月 当社人事、総合企画、IR・広報担当（現任） |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

深見雅之氏は、主要な販売会社の取締役や社長を務めるなど、国内営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2019年3月に取締役に就任し、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化、働き方改革の推進など、コーポレート部門の機能強化を主導してきました。また、当社のESGへの取り組み強化においても、力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注) 深見雅之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

おだぎり はじめ
小田切 元

1963年1月6日生



再任

- 所有する当社の株式の数 8,200株
- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)
- 取締役在任期間 2年 (本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1987年 4月 当社入社 | 2016年 3月 株式会社井セキ北海道代表取締役社長 |
| 2008年 11月 当社野菜技術部長 | 2018年 7月 東風井関農業機械有限公司董事、
総経理 |
| 2010年 12月 当社アグリインプル事業部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2014年 6月 井関農機(常州)有限公司銷售分公司
総経理 | 2020年 1月 当社開発製造本部長(現任) |
| 2016年 1月 当社執行役員営業本部副本部長 | 2020年 3月 当社取締役常務執行役員(現任) |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

小田切元氏は、農業機械の技術・開発分野に長く携わるとともに、国内販売会社の社長や中国合併会社の董事・総経理を務め、技術者および経営者として国内外の農業機械に関する豊富な経験と実績を積み重ね、幅広い知見を有しております。2020年3月に、開発製造本部を担当する取締役に就任し、スマート農機への対応や環境に配慮した製品の開発・製造を主導するとともに、開発製造部門における構造改革においても力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注)小田切元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



再任

候補者番号

5

じんの しゅういち
神野 修一

1962年10月14日生

- 所有する当社の株式の数 7,400株
- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)
- 取締役在任期間 6年9ヶ月 (本総会終結時)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1985年 4月 当社入社 | 2016年 3月 当社事務企画部担当 |
| 2008年 4月 当社事務企画部長 | 2017年 1月 当社コンプライアンス副担当 |
| 2011年 12月 当社IR・広報室長 | 2018年 12月 当社IT企画推進統括部担当 |
| 2013年 10月 当社人事部長 | 2019年 4月 当社財務部副担当 |
| 2015年 6月 当社取締役執行役員(現任) | 2022年 1月 当社財務、IT企画、業務効率化担当(現任) |
| 当社人事部担当 | |
| 当社コンプライアンス担当 | |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

神野修一氏は、情報システム・IR広報・人事の分野に長く携わり、コーポレート部門において幅広い経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2015年6月に取締役に就任して以降、人事、コンプライアンス、IT企画担当として高いマネジメント能力を発揮してきました。また、財務・資本戦略、業務効率化等においても、高い専門性と力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注) 神野修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

たに か ず や
谷 一 哉

1969年3月14日生

再任



- 所有する当社の株式の数 4,300株
- 取締役在任期間 2年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1992年 4月 当社入社
2009年 4月 ヨーロッパ中セキ社代表取締役社長
2015年 1月 中セキフランス株式会社
代表取締役社長

2017年 10月 当社海外営業総括部長
兼欧州営業部長
2020年 1月 当社執行役員
当社海外営業本部長（現任）
2020年 3月 当社取締役執行役員（現任）

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

谷一哉氏は、欧州販売会社の取締役や社長を務めるなど、海外事業にかかる営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2020年3月に海外営業本部を担当する取締役に就任し、世界各地のニーズに沿った製品・サービスの提供による海外事業の拡大を主導し、当社グループの海外展開において高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものであります。

(注) 谷一哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

7

い わ さ き あ つ し
岩崎 淳

1959年1月9日生

再任

社外

独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 8年9ヶ月（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回（100%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 11月 センチュリー監査法人入所 （現、EY新日本有限責任監査法人）	2005年 9月 岩崎公認会計士事務所所長（現任）
1991年 3月 公認会計士登録	2013年 6月 当社取締役（現任）
1997年 3月 不動産鑑定士登録	2015年 6月 日本ハム株式会社社外監査役
2005年 8月 新日本監査法人退所 （現、EY新日本有限責任監査法人）	2016年 6月 オリンパス株式会社社外監査役
	2019年 6月 日本ハム株式会社社外取締役（現任）
	2019年 6月 オリンパス株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 公認会計士、日本ハム株式会社社外取締役、オリンパス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

岩崎淳氏は、公認会計士としての経験・知見が豊富であり、他企業における社外取締役、社外監査役としての経験を有し、経営戦略・財務・コンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。

2013年6月に社外取締役に就任し、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、専門的見地から当社グループの経営戦略やガバナンス等へ積極的に助言を行い当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。当社の指名報酬委員会においても委員長を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしております。

今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。

上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

独立性について

岩崎淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である日本ハム株式会社およびオリンパス株式会社と当社との間にも特別の関係はありません。

(注) 1. 岩崎淳氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、岩崎淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 岩崎淳氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む）の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 3. 当社は岩崎淳氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、岩崎淳氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

候補者番号

8

た な か し ょ う じ
田 中 省 二

1966年12月24日生

再任 社外 独立



- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 6年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1998年 4月 最高裁判所司法研修所入所
2000年 3月 同所卒業
2000年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
銀座通り法律事務所入所

2010年 6月 当社社外監査役
2016年 3月 当社取締役（現任）
2018年 3月 中央通り法律事務所所長（現任）

〈重要な兼職の状況〉 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

田中省二氏は、弁護士としての経験・知見が豊富であり、内部統制やコンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。

2016年3月に社外取締役に就任し、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社グループのコンプライアンス体制の整備等への専門的な助言を積極的に行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。当社の指名報酬委員会においても委員として取締役等の指名や報酬について審議し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしております。

今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。

上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

独立性について

田中省二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 田中省二氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、田中省二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 田中省二氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む）の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
3. 当社は田中省二氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、田中省二氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。



候補者番号

9

なかやま かずお

中山 和夫

1957年2月2日生

再任

社外

独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 1年 (本総会終結時)

- 取締役会出席状況 14回/14回 (100%)
- 指名報酬委員会出席状況 7回/7回 (100%)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1980年 4月 三井物産株式会社入社	2014年 4月 同社常務執行役員食糧本部長
2006年 4月 同社プロジェクト業務部長	2015年 6月 JA三井リース株式会社代表取締役副社長
2008年 6月 同社アジア・大洋州本部C.A.O. 兼アジア・大洋州三井物産株式会社S.V.P. (在シンガポール)	執行役員
2012年 4月 同社執行役員食糧本部長	2020年 6月 同社顧問
	2021年 1月 同社退任
	2021年 3月 当社取締役(現任)

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

中山和夫氏は、総合商社等における経営経験を有するほか、海外事業にも精通し食糧事業部門を担当するなど国内外における食糧・農業に関する豊富な知識と経験を有しております。

2021年3月に社外取締役に就任し、経営経験に基づく客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社グループの海外事業等へ積極的に助言を行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。当社の指名報酬委員会においても委員として取締役等の指名や報酬について審議し、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしております。

今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。

上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

独立性について

中山和夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

過去在籍していたJA三井リース株式会社と当社との間に取引関係がありますが、その取引額は、連結売上高の1%未満、また連結総資産の0.1%未満です。

- (注) 1. 中山和夫氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、中山和夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は中山和夫氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、中山和夫氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

(注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告4.会社役員に関する事項「(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中の2022年9月に更新する予定です。

(ご参考)

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在または過去における、当社グループ（※1）の業務執行者（※2）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主（※3）またはその業務執行者
3. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者（※5）またはその業務執行者
5. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な借入先（※6）またはその業務執行者
6. 当社グループから、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから、役員報酬以外に、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で概ね1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1～7のいずれかに該当する者のうち重要な者（※7）の配偶者または二親等内の親族
9. 社外役員の相互就任関係（※8）となる先の業務執行者
10. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有している者

（※1）当社、当社の子会社または持分法適用会社をいいます。

（※2）業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人をいいます。

（※3）議決権所有割合10%以上の株主をいいます。

（※4）当社グループとの取引において、当社グループへの支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※5）当社グループとの取引において、当社グループの仕入額が、相手方の連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※6）当社グループが借入れを行っている金融機関であって、借入額が当社グループの連結総資産の2%以上を占めている者をいいます。

（※7）1～6においては業務執行取締役、執行役員または部長以上の使用人をいい、7においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいいます。

（※8）当社グループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいいます。

(ご参考)

第3号議案が承認されたのちの取締役のスキルマトリックス

	氏名	役付	企業経営・経営戦略	財務	営業・マーケティング	海外事業	開発製造	コンプライアンス・法務・監査	ESG・サステナビリティ	人事	IT・データ
取締役	富安 司郎	代表取締役 社長執行役員	●	●					●		
	小田切 元	代表取締役 専務執行役員	●		●	●	●		●		●
	縄田 幸夫	取締役 常務執行役員			●	●					●
	深見 雅之	取締役 常務執行役員			●			●	●	●	
	神野 修一	取締役 執行役員		●				●		●	●
	谷 一哉	取締役 執行役員			●	●					
	岩崎 淳	取締役	●	●				●			
	田中 省二	取締役						●			
	中山 和夫	取締役	●		●	●					

※ 上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

※ 役付取締役は、本総会終了後の取締役会にて決定いたします。

第4号議案

取締役報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2016年3月25日開催の第92期定時株主総会において決議された月額3,000万円以内、うち社外取締役分の報酬額は、2021年3月30日開催の第97期定時株主総会において決議された月額350万円以内として、それぞれご承認いただいております。

今般、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに改め、取締役の報酬を現行の月額報酬上限額の年間総額と同額である年額3億6,000万円以内（うち社外取締役の報酬は年額4,200万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと9名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、今般、本議案の承認可決を条件として「株式報酬型ストックオプション」の報酬制度を廃止し、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は、年額4,200万円以内。））とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2022年12月末日で終了する事業年度から2025年12月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告46頁に記載のとおりですが、2022年2月15日開催の取締役会で、本議案及び第4号議案の承認可決を条件として、その内容を変更することを決議しており、変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告47頁に記載のとおりであるため、本議案および本制度の内容は必要かつ相当なものであると判断しております。

また、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2014年6月25日開催の第90期定時株主総会においてご承認頂いた株式報酬型ストックオプションによる報酬につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止し、2022年度以降、新規の割り当てを行わないものとします。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役(社外取締役を除く)
②	対象期間	2022年12月末日に終了する事業年度から2025年12月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間4年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金148百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり41,400ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び連結営業利益率の目標達成率等に応じて算出される数のポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金148百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、

当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金37百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び連結営業利益率の目標達成率等に応じて算出される数のポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり41,400ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大影響から、政府の緊急事態宣言再発出や、まん延防止等重点措置を受けた経済活動の自粛など厳しい状況が続きました。また、個人消費や企業収益などで一部持ち直しの動きも見られた一方で、変異株による新たな感染拡大など先行き不透明な状況が続きました。海外では、同感染症の感染拡大防止に向けたワクチン接種の進展に伴い、一部で持ち直しの動きが見られたものの、変異株による新たな感染拡大やサプライチェーンの混乱などにより、先行き不透明感が残りました。

このような状況の中、当社グループは、国内においては顧客対応の充実など農業構造変化への対応強化、海外においては主力市場である北米、欧州、アジアでの販売強化に努めた結果、連結経営成績は以下のとおりとなりました。

● 当期連結業績

当期の売上高は、前期比8,887百万円増加し、158,192百万円（前期比6.0%増加）となりました。国内においては、消費増税反動減からの回復や経営継続補助金などに伴う需要喚起もあり農機製品及び作業機が増加したほか、修理整備等のメンテナンス収入が堅調に推移し、国内売上高は前期比1,489百万円増加の117,396百万円（前期比1.3%増加）となりました。海外においては、ライフスタイルの変化に伴い、北米では好調なコンパクトトラクタ市場を背景に増加、欧州ではコンシューマー向けを中心に販売が伸長、為替円安影響もあり、両地域で増収となりました。また、アジアでは前期末にタイの販売代理店を連結子会社化したことや、中国向け生産用部品の出荷増などにより、海外売上高は前期比7,398百万円増加の40,795百万円（前期比22.2%増加）となりました。

営業利益は、増収による売上総利益の増加に加え、前期に計上があった部品在庫評価損の剥落などもあり、前期比2,063百万円増加の4,147百万円（前期比99.0%増加）となりました。

経常利益は、為替差損益の好転や持分法投資損失の縮小に加え、受取和解金の計上等により、前期比2,984百万円増加の4,687百万円（前期比175.3%増加）となりました。

税金等調整前当期純利益は、前期に計上があった固定資産の減損損失の減少などにより、4,366百万円（前期は税金等調整前当期純損失7,114百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、3,196百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失5,641百万円）となりました。

● 当期個別業績

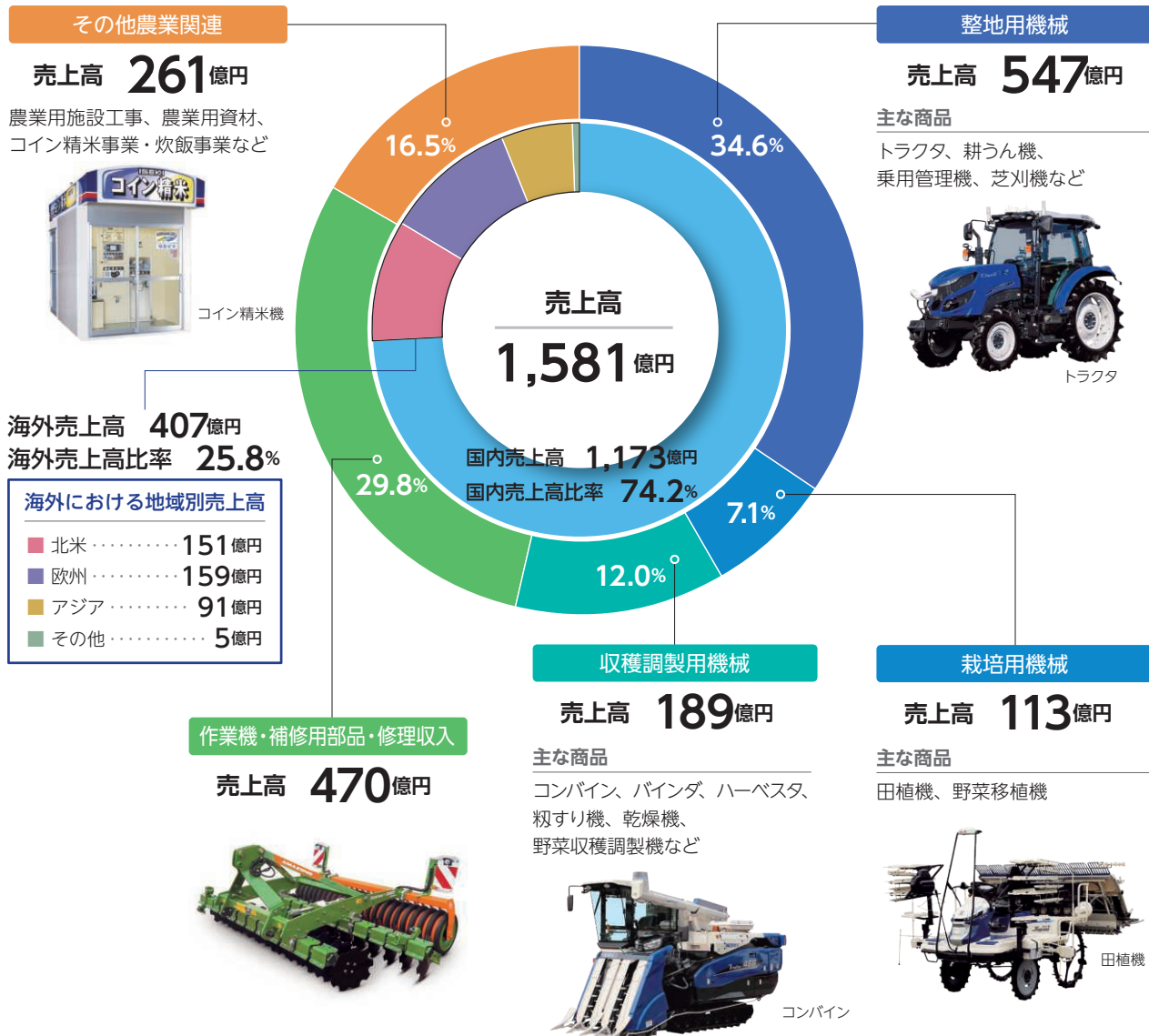
当期の売上高は91,792百万円（前期比15.8%増加）、営業利益は854百万円（前期は営業損失1,358百万円）、経常利益は3,825百万円（前期は経常損失257百万円）、当期純利益は2,924百万円（前期は当期純損失13,291百万円）となりました。

当期連結業績概要

売上高 158,192 百万円	営業利益 4,147 百万円
経常利益 4,687 百万円	親会社株主に帰属する当期純利益 3,196 百万円

(ご参考)

商品別売上高構成比



売上高 1,581億円
(前期比) 88億円(6.0%)増

▶ **うち国内** 1,173億円
(前期比) 14億円(1.3%)増

▶ **うち海外** 407億円
(前期比) 73億円(22.2%)増

営業利益 41億円
(前期比) 20億円(99.0%)増

経常利益 46億円
(前期比) 29億円(175.3%)増

親会社株主に帰属する当期純利益 31億円
(前期比) 88億円(-%)増

売上高

国内：農機製品・作業機は消費増税反動減からの回復や経営継続補助金などに伴う需要喚起もあり増収。修理整備等のメンテナンス収入は引き続き堅調に推移。

海外：ライフスタイルの変化に伴い、北米では好調なコンパクトトラクタ市場を背景に増加、欧州ではコンシューマー向けを中心に販売が伸長、為替円安影響もあり、両地域で増収。

アジアは前期末にタイの販売代理店を連結子会社化したことや、中国向け生産用部品の出荷増などにより増収。

営業利益・経常利益・ 親会社株主に帰属する当期純利益

営業利益：増収による売上総利益の増加、前期に計上があった部品在庫評価損の剥落などにより増益。

経常利益：為替差損益の好転や持分法投資損失の縮小、受取和解金の計上等により増益。

親会社株主に帰属する当期純利益：前期に計上があった固定資産減損損失の減少などにより、増益。

国内売上高の内訳 (億円)

	(ご参考) 第97期2020年 12月期実績	第98期2021年 12月期実績	増減
	整地用機械	228	
栽培用機械	88	90	+2
収穫調製用機械	168	166	△2
農機製品計	486	496	+10
作業機	204	220	+15
補修用部品	156	153	△2
修理収入	58	59	+0
農機関連計	906	930	+23
その他農業関連	252	243	△8
合計	1,159	1,173	+14

海外売上高の内訳 (億円)

	(ご参考) 第97期2020年 12月期実績	第98期2021年 12月期実績	増減
	北米	128	
欧州	139	159	+19
アジア	62	91	+29
その他	3	5	+1
合計	333	407	+73

次期の見通し

次期の当社グループを取り巻く環境は、国内外ともに新型コロナウイルス感染症は依然残るものの、オミクロン型変異株は上期中には収束に向かい、社会活動や経済活動も緩やかに回復していくものと仮定しております。また、当社グループの販売面における影響は限定的も、サプライチェーンの混乱や生産遅延などのリスクは残るものと考えております。

そのような中で、売上面では、国内は、米価下落に伴う農業生産者所得の減少による農機需要への影響等も懸念され、市場は弱含みで推移するものと見ており、農業の構造変化に対応した大型機械、スマート農機に加え、サービス・サポート対応の推進強化と、堅調な部品・修理収入により増収を見込んでおります。海外は、北米、欧州におけるライフスタイルの変化に伴う需要拡大の継続などにより、増収を見込んでおります。

収益面では、原材料価格高騰に伴う収益圧迫はあるものの、増収による売上総利益の増加に加え、構造改革と経営効率化の更なる取り組みにより、増益を見込んでおります。

なお、上記仮定に変化が生じた場合は、将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

【連結業績予想】2022年12月期

売上高	1,665億円
営業利益	47億円
経常利益	46億円
親会社株主に帰属する当期純利益	31億円

(2) 対処すべき課題

当社グループは今日まで「農家を過酷な労働から解放したい」という創業の理念を連綿と受け継ぎ、2025年には創立100周年を迎えます。2026年以降の次の100年においても、当社グループが農家に最も寄り添う存在であり続けるために、2021年に策定した5か年の中期経営計画で礎づくりを実行し飛躍を果たします。

当社グループの基本理念は、「『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する」、としています。また、中期経営計画において長期ビジョンを「『食と農と大地』のソリューションカンパニー」とし、その達成に向けた基本戦略を①ベストソリューションの提供、②収益とガバナンス強化による企業価値向上、の2つとしました。基本戦略に沿った施策を着実に遂行し、「食」と「農」と「大地」に関連する課題を解決するとともに、新たな価値を創造するソリューションカンパニーを目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、当社グループの事業活動においては、国内外で展示会をはじめとした営業活動の一部自粛や見直し、サプライチェーンの混乱がありました。

そのような中、当社グループでは、在宅勤務・勤務場所の分散等、働き方を工夫するとともに、国内においてはWebを活用したバーチャル実演会や営農ソリューション・ポータルサイト「Amoni(エーモニー)」の開設による、お客さまへの幅広い情報提供などサービス・サポート体制の充実、海外においては、北米、欧州でのライフスタイルの変化に伴う好調な需要への対応等ニューノーマルなビジネススタイルを推し進めており、これらの取り組みを進化、定着させてまいります。

次期については、国内外ともに新型コロナウイルス感染症は依然残るものの、オミクロン型変異株は上期中には収束に向かい、社会活動や経済活動も緩やかに回復していくものと仮定しております。また、当社グループの販売面における影響は限定的も、サプライチェーンの混乱や生産遅延などのリスクは残るものと考えております。

コロナ禍において、食料の安定供給や食料自給率の向上など食への関心が高まっております。食を支える農業や、人々の暮らしを支える景観整備事業は止めてはならないエッセンシャルビジネスとして重要度が再認識されております。これらを支える当社グループは、今後も変革し続け存在感を示してまいります。

中期経営計画（2021年～2025年）

■事業環境と課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内では、農家戸数の減少と農業の大規模化や作付転換、スマート農業化などが見られ、農業構造が大きく変化してきております。海外では、地域ごとに環境は異なりますが、多様なニーズや競争激化など、事業環境は常に変化しております。

また、国内外共通事項としては、新型コロナウイルス感染症の影響、世界的な食料問題、気候変動リスクなど多岐に亘っております。

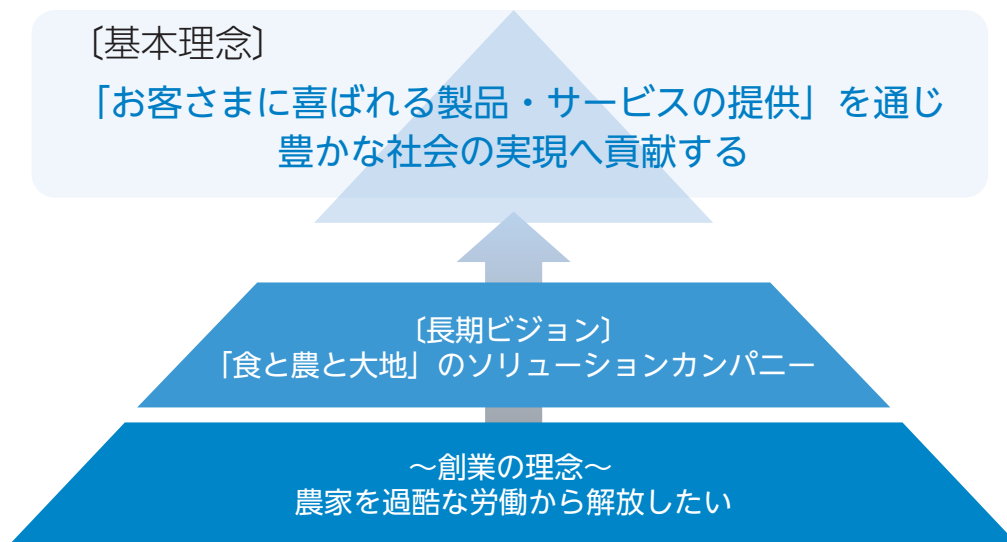
上記の環境認識のもと、当社グループは①需要、ニーズ変化への対応②財務体質改善・収益拡大③ESGへの取り組み強化④技術革新の実現を経営課題と認識し、長期ビジョンの実現に向けて各種の施策を推し進めてまいります。

環境認識		経営課題			
国内	海外	需要、ニーズ変化への対応	財務体質改善・収益拡大	ESGへの取り組み強化	技術革新の実現
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農家戸数の減少と大規模化 ✓ 作付転換 ✓ スマート化、規制改革 (WAGRI、オープンAPI、DX他) ✓ 低価格化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域毎の多様な環境 ✓ 高機能化 ⇔ 低価格化 (多様なニーズ) ✓ 競争激化 				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ ウィズ～アフターコロナ、世界的食料問題、気候変動リスク ✓ ビジネスモデルの変化(モノからコトへ) ✓ 環境意識の高まり(排出ガス、電動) ✓ 非財務情報の開示要求の高まり、SDGs ✓ 法規制変化への対応、コンプライアンス 					

■基本理念（パーパス）

当社グループが次の100年に向けて目指す基本理念は、「『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する」、としています。

これからは製品の提供だけではなくサービス（情報・コト・機能など）にも注力し、お客さまに喜ばれる井関として活動を続けてまいります。



■当社グループの目指すもの

当社グループの長期ビジョンは、「『食と農と大地』のソリューションカンパニー」～夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な「食と農と大地」の未来を創造する～としています。

「農」は「食」と「大地」を守り、豊かな「人・社会」を実現しています。その「農」と「農家」を支えるのが当社グループであり、これらに関連する課題を解決していく企業であり続けたいという想いです。

事業環境が大きく変化する中で、農業機械総合専門メーカーとして培ってきた知見、経験などをコアに社会課題を解決し、新たな価値を創造するソリューションカンパニーを目指し、7つの誓いを胸に変革してまいります。

【長期ビジョン】

「食と農と大地」のソリューションカンパニー

～ 夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な「食と農と大地」の未来を創造する ～



・井関グループが事業を通じて実現するSDGs

持続可能な社会の実現に向けて

- ✓ 農業の強靱化を応援
- ✓ 住みよい村や街の景観整備
- ✓ 循環型社会を目指す環境保全



【キーワード】

変革

『次の100年に向けて…』

【当社グループの7つの誓い】

1. Spirit …… 創業の志を受け継ぎ、食と農と大地に向き合い、ともに歩む
2. Front runner …… フロントランナーとして、**画期的**な製品・サービスを生み出す
3. Quality …… **上質**な製品を、情熱をもって作る
4. Solution …… お客様の**課題解決**を目指し、アクションを起こす
5. Innovation …… 先端技術でイノベーションを巻き起こし、**新しい価値**を提供する
6. Global …… より**グローバル**に、世界の社会課題を解決する
7. Future …… 食と農と大地の**明日を、未来**を切り拓く

■基本戦略

長期ビジョンの実現に向けて、当社グループでは2つの基本戦略に沿って経営課題を解決してまいります。

【基本戦略①】ベストソリューションの提供（お客さまに向けて）

需要やニーズの変化、技術革新への対応等の課題には、主要機種毎に市場の伸びやニーズ等を分析したうえで中期商品開発テーマを設定し、お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供を、開発・製造・営業が三位一体となって実行してまいります。

国内においては、農業の大規模化やスマート農業化の加速、コメ以外の作物への作付転換など農業構造の変化に合わせた商品開発および営業戦略を展開してまいります。特に大規模化は今後ますます進行していくことが予想され、開発、営業のリソースを傾注してまいります。大型農機については、当期春に田植機PRJシリーズが本格稼働となり、大規模生産者向け高性能・高耐久「ALL Japanシリーズ」が勢ぞろいしました。また、スマート農業については普及・拡大に向けた動きが加速しております。特に、田植機のGPSを活用した直進アシスト仕様の割合は年々増加してきており、作業の最適化による農業の効率化に加え、燃料使用量削減による温室効果ガス削減にも寄与しております。

サービス面でも、従来より実施している大型整備拠点の拡充や大規模農家のニーズに応える教育などは引き続き強化していくことに加え、サービスの概念を「情報」にも広げてまいります。現在、デジタル技術を導入した新しい農業は着実に進化しています。これを広めていくことも当社グループの役割です。スマート農機から得られたデータを活用する新しい営業サービスや商品開発を展開するなど、トータルICTソリューションによりビジネスモデルの進化を図ってまいります。

海外においては、北米、欧州、アジアを中心に各地域での戦略パートナーとの協力関係を強化し事業領域を拡大してまいります。北米は、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの郊外のより広い住宅地への転居などライフスタイルの変化も見られ、中長期的には安定市場であると考えております。OEM先との連携関係強化に加え、商材を拡充し売上拡大を図ってまいります。欧州は、景観整備市場向けを中心に展開しており、当社グループの歴史は長くISEKIブランドの認知度が高い地域です。引き続き市場ニーズに合った商品開発を進めるとともに、電動製品の研究開発も進め、景観整備市場でのポジションアップを図ってまいります。稲作を中心としたアジアでは、農機市場の拡大が最も期待できる地域です。特にアセアンでは、連結子会社のIST Farm Machinery Co.,Ltd.を核として、日本で培った技術やノウハウを展開し、売上拡大を図ってまいります。

【基本戦略②】収益とガバナンス強化による企業価値向上（株主、取引先、従業員に向けて）

当社の課題である収益性については、構造改革と経営効率化により改善を図ってまいります。構造改革では、生産体制の再編成及び事業・商品・リソースの選択と集中を基本的な考え方とし、特に国内外製造所の最適生産体制の構築を重点施策として進めてまいります。これにより、グループの人材・設備を活性化し生産性の向上を図ります。経営効率化では、業務面に加え、営業面はデジタルツールの活用、開発面は共通設計・型式削減など低コスト設計の徹底、また、グループ全体での人材フル活用など、開発・生産・販売・サービスのそれぞれのステージで手法を抜本的に見直す「創業的変革」を図ってまいります。これらの取り組みにより、売上高に左右されることなく収益を確実に上げられる筋肉質への体質転換を果たしてまいります。

ガバナンスの強化については、取締役の選解任に関する株主総会議案の提案、執行役員を選任・解任、代表取締役の選定・解職等指名に関する事項に加え、取締役及び執行役員の報酬における取締役会の諮問機関として、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成する「指名報酬委員会」（委員長：独立社外取締役）を設置しています。また、取締役会の機能のさらなる向上を目的とした取締役会実効性評価の実施など、取り組みを進めてまいりました。コーポレートガバナンス・コード改訂を契機とし、さらなる体制強化に努めております。

ESGの取り組みについては中期経営計画策定に合わせてマテリアリティ（重要課題）を見直しました。2021年5月にはグリーンイノベーション推進室を新設し、脱炭素社会の実現に向け、電動化や水素活用など製品のゼロエミッション化技術戦略の立案や商品化を更に推進する体制を整えました。また、7月にはサステナビリティ委員会を設置し、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上や、環境・ガバナンスなどの課題対応に関し、取締役会における監督など経営陣の関与を強化し、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題への対応を推進しております。今後も井関らしい取り組みを通じて、社会的責任を果たしてまいります。

この基本戦略を着実に遂行することで、2025年営業利益率5%を目指すとともに企業価値向上を図ってまいります。

【基本戦略と取り組みの方向性】

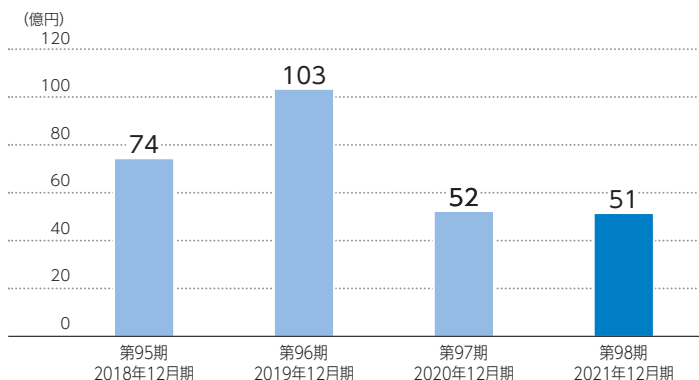


(3) 設備投資および資金調達状況

① 設備投資の状況

主に国内農業市場の変化への対応強化を図るための投資（大規模営業拠点の整備、整備センターの大型化等）や、新機種立上り設備、生産設備の更新、合理化・省力化および省資源・省エネルギー化に対する設備のための投資を中心として、総額5,102百万円（有形固定資産受入ベース）の設備投資を実施しました。

設備投資の推移



中セキ北海道 空知中央営業所・空知中央整備工場



同 整備工場内

② 資金調達の状況

金融機関からの相対借入による長期借入金のほか、シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約および2020年10月に締結した長期タームローン契約により資金調達を実施しました。

(4) 主要な事業内容

事業	内容
農業関連事業	
開発部門	主に当社で農業機械の開発、設計を行っております。
製造部門	(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所、PT. ISEKI INDONESIAほか3社ならびに東風井関農業機械有限公司で農業機械の製造ならびに部品加工等を行っております。
販売部門	国内は、販売子会社9社ならびに販売提携先を通じて販売しております。 海外は、ISEKI France S.A.S.、ISEKI(THAILAND)CO.,LTD.、IST Farm Machinery Co.,Ltd.、東風井関農業機械有限公司ならびに現地販売代理店、販売提携先等を通じて販売しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

		第95期 2018年12月期	第96期 2019年12月期	第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期
売上高	(百万円)	155,955	149,899	149,304	158,192
営業利益	(百万円)	3,179	2,745	2,084	4,147
経常利益	(百万円)	2,629	1,108	1,702	4,687
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は純損失)	(百万円)	1,090	723	△5,641	3,196
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	(円)	48.29	32.01	△249.58	141.40
総資産 (注)	(百万円)	201,156	197,511	187,428	187,684
純資産	(百万円)	68,959	69,252	62,419	66,561

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等に従い、当該会計基準等を遡って第95期より適用し表示しております。

【ご参考】

		第95期 2018年12月期	第96期 2019年12月期	第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期
海外売上高比率	(%)	21.3	21.5	22.4	25.8

(6) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,371名	△139名

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	7,846百万円
農林中央金庫	3,666
三井住友信託銀行株式会社	2,891
株式会社伊予銀行	2,474
シンジケートローン	7,900

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社中セキ北海道	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ東北	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関東甲信越	90	100.0	農業用機械器具の販売
群馬中セキ販売株式会社	45	46.7	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関西中部	81	100.0	農業用機械器具の販売
三重中セキ販売株式会社	40	49.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ中四国	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ九州	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ISEKIアグリ	80	100.0	農業用機械器具の販売
ISEKI France S.A.S.	(千ユーロ) 1,500	100.0	農業用機械器具の販売
ISEKI (THAILAND)CO.,LTD.	(千タイバーツ) 113,000	100.0	農業用機械器具の販売
IST Farm Machinery Co.,Ltd.	(千タイバーツ) 474,338	99.0	農業用機械器具の販売
株式会社井関松山製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関熊本製造所	80	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関新潟製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
PT. ISEKI INDONESIA	(千米ドル) 18,750	95.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関松山ファクトリー	10	100.0	農業機械部品の組立、加工
株式会社井関重信製作所	80	0.0	農業用機械器具の製造
北日本床土株式会社	10	0.0	培土の製造、販売
株式会社井関物流	20	100.0	貨物運送取扱業
株式会社ISEKIトータルライフサービス	80	100.0	生活関連商品の販売、厨房機器の販売、 建築物の設計、施工

- (注) 1. 株式会社井関重信製作所は、株式会社井関松山製造所の100%子会社で、連結対象会社であります。
 2. 北日本床土株式会社は、株式会社中セキ北海道の100%子会社で、連結対象会社であります。
 3. IST Farm Machinery Co.,Ltd.は、2021年9月22日付で出資比率を変更いたしました。
 4. 2021年3月12日付でISEKI (THAILAND)CO.,LTD.は解散し、清算手続中であります。
 5. 2020年12月31日付で株式会社井関松山ファクトリーは解散し、清算手続中であります。

(9) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	愛媛県松山市	新潟事業所	新潟県三条市
本社事務所	東京都荒川区	つくばみらい事業所	茨城県つくばみらい市
砥部事業所	愛媛県伊予郡	茨城センター	茨城県稲敷郡
熊本事業所	熊本県上益城郡	関西事業所 (インプル)	滋賀県近江八幡市

② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
株式会社中セキ北海道	北海道岩見沢市	ISEKI (THAILAND) CO.,LTD.	タイ チョンブリー県
株式会社中セキ東北	宮城県岩沼市	IST Farm Machinery Co.,Ltd.	タイ パトゥムターニー県
株式会社中セキ関東甲信越	茨城県稲敷郡	株式会社井関松山製造所	愛媛県松山市
群馬中セキ販売株式会社	群馬県前橋市	株式会社井関熊本製造所	熊本県上益城郡
株式会社中セキ関西中部	愛知県安城市	株式会社井関新潟製造所	新潟県三条市
三重中セキ販売株式会社	三重県津市	PT. ISEKI INDONESIA	インドネシア 東ジャワ州 パスルアン県
株式会社中セキ中四国	広島県東広島市	株式会社井関松山ファクトリー	愛媛県松山市
株式会社中セキ九州	熊本県上益城郡	株式会社井関重信製作所	愛媛県東温市
株式会社ISEKIアグリ	東京都荒川区	北日本床土株式会社	北海道上川郡
ISEKI France S.A.S.	フランス ピュイドーム県 オービエール市	株式会社井関物流	愛媛県松山市
		株式会社ISEKIトータルライフサービス	東京都荒川区

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 69,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,610,948株 (自己株式374,045株を除く)
 (3) 株主数 18,972名
 (4) 大株主 (上位10名)

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,344,900株	10.37%
株式会社みずほ銀行	1,070,800	4.73
農林中央金庫	868,785	3.84
中セキ株式保有会	851,309	3.76
三井住友信託銀行株式会社	800,000	3.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	732,800	3.24
井関営業・販売グループ社員持株会	598,500	2.64
株式会社伊予銀行	580,042	2.56
損害保険ジャパン株式会社	434,500	1.92
共栄火災海上保険株式会社	352,700	1.55

(注) 当社は、自己株式374,045株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

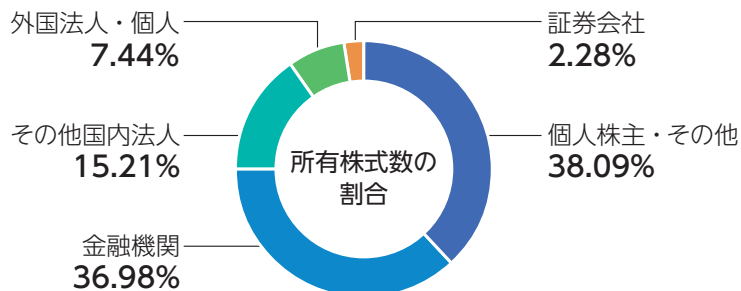
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

所有者別株式分布数(ご参考)

発行済株式の総数22,610,948株
 (自己株式374,045株を除く)

内 訳	所有株式数	所有株式数の割合
個人株主・その他	8,613,610株	38.09%
金融機関	8,361,612	36.98
その他国内法人	3,438,009	15.21
外国法人・個人	1,682,044	7.44
証券会社	515,673	2.28



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

2014年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権
(井関農機株式会社新株予約権2014年)

- 新株予約権の払込金額
1株あたり2,290円
(注) 2017年7月1日付にて実施した株式併合(10株を1株に併合)に伴い、払込金額は1株あたり2,061円増加しています。
- 新株予約権の行使価額
1株あたり10円
(注) 2017年7月1日付にて実施した株式併合(10株を1株に併合)に伴い、行使価額は1株あたり9円増加しています。
- 新株予約権の行使期間
2014年8月26日～2039年8月25日
- 新株予約権の行使条件
新株予約権者は、割当日後3年間は新株予約権を行使することができません。
ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位も喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。
その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	37個	3,700株	1名
監査役 (非常勤監査役を除く)	19個	1,900株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
菊池 昭夫	代表取締役会長執行役員	—
富安 司郎	代表取締役社長執行役員 総合企画部、IR・広報室、財務部担当	—
縄田 幸夫	取締役常務執行役員 営業本部長、営業本部担当	—
深見 雅之	取締役常務執行役員 人事部担当 総合企画部、IR・広報室、コンプライアンス副担当	—
小田切 元	取締役常務執行役員 開発製造本部長、開発製造本部担当	—
神野 修一	取締役執行役員 IT企画推進統括部担当 財務部副担当	—
谷 一哉	取締役執行役員 海外営業本部長、海外営業本部担当	—
岩崎 淳	取締役	公認会計士 日本ハム株式会社社外取締役 オリンパス株式会社社外取締役
田中 省二	取締役	弁護士
中山 和夫	取締役	—
木元 誠剛	常勤監査役	—
町田 正人	常勤監査役	—
元川 靖英	常勤監査役	—
白石 幸人	常勤監査役	—
平 真美	監査役	税理士法人早川・平会計パートナー 公認会計士・税理士 スズデン株式会社社外取締役監査等委員 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役岩崎淳氏、取締役田中省二氏および取締役中山和夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役木元誠剛氏、常勤監査役元川靖英氏、常勤監査役白石幸人氏および監査役平真美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、平真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役平真美氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年3月30日開催の第97期定時株主総会において、中山和夫氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 2021年3月30日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって、新真司氏および金山隆文氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 2021年3月30日開催の第97期定時株主総会において、白石幸人氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
7. 2021年3月30日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって、川野芳樹氏は監査役を辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	金銭報酬(固定報酬)		非金銭報酬 (ストックオプション)		報酬等の総額
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
取締役	12名	176	一名	—	176
(うち社外取締役)	(3名)	(32)	(一名)	(—)	(32)
監査役	6名	69	一名	—	69
(うち社外監査役)	(5名)	(53)	(一名)	(—)	(53)

- (注) 1. 2021年12月末現在の取締役は10名、監査役は5名であります。上記取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2021年3月30日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任した新真司氏および金山隆文氏、ならびに辞任により監査役を退任した川野芳樹氏が含まれているためであります。
2. 当社の役員の報酬のうち取締役については、2016年3月25日開催第92期定時株主総会において決議された範囲内(月額3,000万円以内。当該株主総会終結時点の取締役の数は11名。)としております。うち、社外取締役分は、2021年3月30日開催第97期定時株主総会において決議された範囲内(月額350万円以内。当該株主総会終結時点の社外取締役は3名。)としております。また監査役の報酬額については、2009年6月26日開催第85期定時株主総会において決議された範囲内(月額800万円以内。当該株主総会終結時点の監査役は4名。)であります。
3. 株主総会決議(2014年6月25日開催第90期定時株主総会)によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限は、取締役(社外取締役を除く)については年額1億円、監査役(非常勤監査役を除く)については年額2,000万円(うち社外監査役分は1,500万円)であります。なお当該株主総会終結時点で本制度の対象となる取締役の数は、9名であります。また、当該株主総会終結時点で本制度の対象となる監査役の数は、4名(うち社外監査役は3名)であります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

【当該方針の決定の方法】

社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会で審議し、取締役会の決議により決定しています。

【当該方針の内容の概要】

取締役の報酬限度額は、月額の固定報酬については、2016年3月25日開催第92期定時株主総会において決議された月額3,000万円以内、うち社外取締役分の報酬額は、2021年3月30日開催第97期定時株主総会において決議された月額350万円以内としております。

また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限は、2014年6月25日開催第90期定時株主総会において決議された取締役(社外取締役を除く)については年額1億円以内としております。

取締役個々の報酬については、上記株主総会で決定された総額の範囲内で、各取締役の職責や成果等を総合的に勘案の上、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名報酬委員会」での審議を踏まえ、同委員会による答申に基づき、取締役会にて決議しております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため、一定の金額の報酬を設定しております。

【当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について
2022年2月15日開催の取締役会で、第98期定時株主総会にお諮りしている第4号議案および第5号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下に記載のとおりです。

「取締役の個人別の報酬等の決定方針」

(基本方針)

「お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供」を通じ豊かな社会の実現へ貢献する、という当社の目的・基本理念の実現に向け、井関グループを「変革」し、当社を持続的成長に導き、中長期的な企業価値向上を図ることが経営陣の責務であります。その責務を果たすべく、経営陣の報酬と中長期を含む業績及び株主価値との連動性を明確にし、報酬を健全なインセンティブとして機能させる制度とすることを当社の取締役の報酬の基本方針としております。

(取締役の報酬の概要)

この基本方針に基づき、当社の取締役の報酬は、「基本報酬（金銭）」「業績連動・評価報酬（金銭）」「業績連動型株式報酬」で構成することとしており、その割合については、基本報酬：業績連動・評価報酬：業績連動型株式報酬＝6：3：1を目安としております。うち、社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬（月額報酬）のみで構成することとしております。また、報酬全体の水準については、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案して決定しております。なお、基本報酬および業績連動・評価報酬の合計額は、2022年3月30日開催第98期定時株主総会において決議された範囲内（年額3億6,000万円以内）となるようにしております。

基本報酬は、各取締役の職責等を勘案して決定した額を、毎月支給することとしております。

業績連動・評価報酬は、事業年度ごとの業績指標の水準および取締役個別に経営課題に基づいて予め設定する指標・目標等の達成状況に応じて決定した額を、毎年1回支給することとしております。

業績連動型株式報酬は、株式交付信託制度に基づく報酬であり、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会において決議された範囲内（2022年12月末日に終了する事業年度から2025年12月末日に終了する事業年度まで対象期間4年間において、取締役（社外取締役を除く）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の合計の上限148百万円）で、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度ごとに各取締役に付与されるポイントの数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとしております。なお、このうち一定の割合の当社株式については、売却換金したうえで金銭として支給することとしております。

取締役の個人別の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名報酬委員会」での審議を踏まえ、同委員会による答申に基づき、最終的には、取締役会にて決議されることとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役岩崎淳氏が社外取締役を務めている日本ハム株式会社およびオリンパス株式会社と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

監査役平真美氏がパートナーを務めている税理士法人早川・平会計ならびに社外取締役を務めているスズデン株式会社および株式会社FOOD&LIFE COMPANIESと当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

② 当事業年度における社外役員の活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	指名報酬委員会出席状況	主な活動状況
取締役 (独立役員)	岩崎 淳	100% (20回/20回)	—	100% (8回/8回)	当初の期待どおり、公認会計士としての専門的な見地および経験に基づき、当社の取締役会等において、積極的に発言を行っています。また、指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、答申にあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	田中 省二	100% (20回/20回)	—	100% (8回/8回)	当初の期待どおり、弁護士としての専門的な見地および経験に基づき、当社の取締役会等において、積極的に発言を行っています。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、答申にあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	中山 和夫	100% (14回/14回)	—	100% (7回/7回)	当初の期待どおり、総合商社等において経営に携わった経験のほか、海外事業や食糧事業部門での経験・専門的知識に基づき、当社の取締役会において積極的に発言を行っています。また、指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、答申にあたり重要な役割を果たしております。
監査役	木元 誠剛	100% (20回/20回)	100% (15回/15回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、金融における高い見識に基づき、議案・審議等につき積極的に発言を行っています。
監査役	元川 靖英	100% (20回/20回)	100% (15回/15回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、金融における高い見識に基づき、議案・審議等につき積極的に発言を行っています。
監査役	白石 幸人	100% (14回/14回)	100% (10回/10回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、農林水産業および監査・内部統制分野における高い知識や経験に基づき、議案・審議等につき積極的に発言を行っています。
監査役 (独立役員)	平 真美	100% (20回/20回)	100% (15回/15回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等につき積極的に発言を行っています。

(注) 1. 取締役中山和夫氏の出席状況については、2021年3月30日の就任後に開催された取締役会および指名報酬委員会を対象としています。
2. 監査役白石幸人氏の出席状況については、2021年3月30日の就任後に開催された取締役会および監査役会を対象としています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

取締役岩崎淳氏、田中省二氏、中山和夫氏および監査役平真美氏との間で会社法第427条第1項ならびに当社定款第27条第2項および第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。

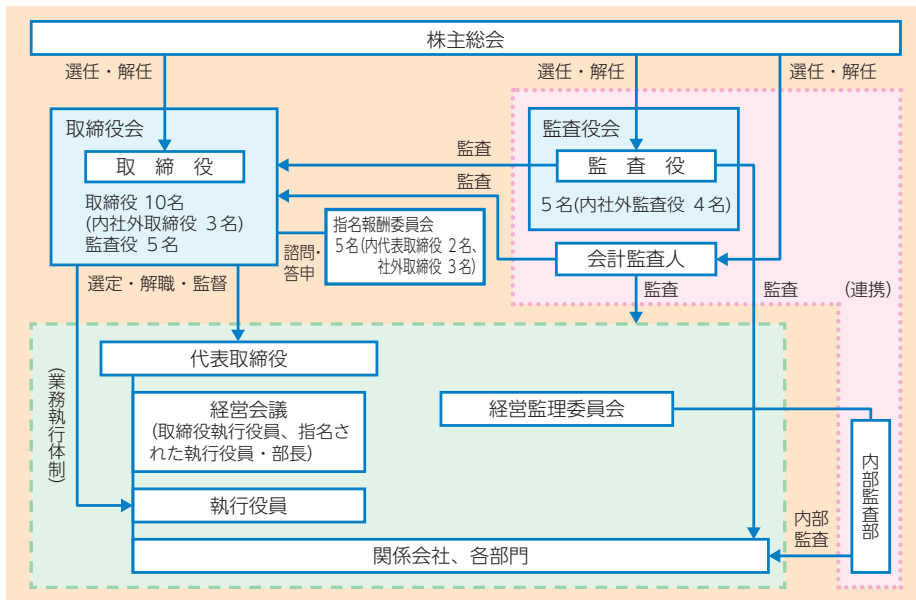
ただし、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反や犯罪行為の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等、一定の免責事由があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職または監督者としての地位にある従業員等
なお、その保険料については全額当社が負担しております。

[コーポレート・ガバナンス体制]

2021年12月31日現在



取締役の選解任に関する株主総会議案の提案、執行役員の選任・解任、代表取締役の選定・解職等指名に関する事項に加え、取締役及び執行役員の報酬における取締役会の諮問機関として、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成する「指名報酬委員会」(委員長：独立社外取締役)を設置しています。

ご参考

【取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の機能のさらなる向上を目的として、取締役会の実効性につき、2017年より各役員による自己評価および分析を行っています。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役、監査役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しています。

アンケートの回答からは、2020年度においては、社外役員の意見の反映や監督機能、「指名報酬委員会」を通じた取締役候補者指名の適切な監督などおおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識しました。

一方で、経営計画の進捗状況のフォロー、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画の策定・運用など、取締役会の機能の更なる強化や議論の活性化に向けた課題についても共有しました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能をさらに高めるべく、継続的にPDCAのサイクルを回して対応していきます。

(注) 2021年度においても、引き続き上記手法による実効性評価を実施しています。

(注) 当事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	91,103	流動負債	81,342
現金及び預金	14,850	支払手形及び買掛金	20,280
受取手形及び売掛金	21,537	電子記録債務	18,999
商品及び製品	41,532	短期借入金	23,745
仕掛品	7,089	1年内返済予定の長期借入金	6,465
原材料及び貯蔵品	1,250	リース債務	1,735
その他	4,864	未払消費税等	724
貸倒引当金	△21	未払法人税等	496
		未払費用	4,456
固定資産	96,581	賞与引当金	524
有形固定資産	84,962	その他	3,915
建物及び構築物	25,645	固定負債	39,780
機械装置及び運搬具	6,790	長期借入金	24,728
工具、器具及び備品	2,406	リース債務	5,503
土地	44,475	繰延税金負債	28
リース資産	5,001	再評価に係る繰延税金負債	4,097
建設仮勘定	616	役員退職慰労引当金	156
その他	26	退職給付に係る負債	2,912
無形固定資産	2,290	資産除去債務	881
投資その他の資産	9,328	その他	1,472
投資有価証券	5,054	負債合計	121,123
長期貸付金	37	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,714	株主資本	53,567
退職給付に係る資産	828	資本金	23,344
その他	1,804	資本剰余金	13,462
貸倒引当金	△110	利益剰余金	17,690
資産合計	187,684	自己株式	△930
		その他の包括利益累計額	11,201
		その他有価証券評価差額金	250
		繰延ヘッジ損益	2
		土地再評価差額金	8,835
		為替換算調整勘定	804
		退職給付に係る調整累計額	1,307
		新株予約権	26
		非支配株主持分	1,766
		純資産合計	66,561
		負債・純資産合計	187,684

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		158,192
売上原価		111,351
売上総利益		46,841
販売費及び一般管理費		42,693
営業利益		4,147
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	155	
受取奨励金	34	
受取賃貸料	185	
スクラップ売却益	200	
為替差益	353	
受取和解金	401	
その他	505	1,981
営業外費用		
支払利息	551	
売上割引	90	
持分法による投資損失	321	
その他	478	1,442
経常利益		4,687
特別利益		
固定資産売却益	92	
投資有価証券売却益	4	96
特別損失		
固定資産除売却損	301	
減損損失	115	
その他	0	417
税金等調整前当期純利益		4,366
法人税、住民税及び事業税	994	
法人税等調整額	138	1,133
当期純利益		3,233
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		3,196

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,640	流動負債	44,659
現金及び預金	8,956	支払手形	3,858
受取手形	2,593	電子記録債務	9,705
売掛金	22,817	買掛金	17,811
商品及び製品	15,872	短期借入金	6,000
仕掛品	64	1年内返済予定の長期借入金	3,694
原材料及び貯蔵品	221	リース債務	234
前渡金	238	未払金	840
前払費用	342	未払費用	1,490
短期貸付金	8,777	未払法人税等	176
その他	3,849	前受金	410
貸倒引当金	△92	預り金	157
固定資産	54,895	賞与引当金	90
有形固定資産	25,768	その他	189
建物	4,940	固定負債	26,111
構築物	521	長期借入金	18,375
機械及び装置	1,507	リース債務	435
車両運搬具	2	再評価に係る繰延税金負債	3,368
工具、器具及び備品	740	退職給付引当金	2,820
土地	17,636	資産除去債務	574
リース資産	339	長期預り金	511
建設仮勘定	81	その他	26
無形固定資産	1,257	負債合計	70,770
借地権	85	(純資産の部)	
ソフトウェア	402	株主資本	40,301
リース資産	273	資本金	23,344
その他	496	資本剰余金	13,999
投資その他の資産	27,869	資本準備金	11,554
投資有価証券	4,924	その他資本剰余金	2,444
関係会社株式	18,273	利益剰余金	3,887
出資金	95	その他利益剰余金	3,887
長期貸付金	2,704	繰越利益剰余金	3,887
長期前払費用	305	自己株式	△930
前払年金費用	1,393	評価・換算差額等	7,437
繰延税金資産	691	その他有価証券評価差額金	262
その他	315	土地再評価差額金	7,174
貸倒引当金	△9	新株予約権	26
投資損失引当金	△825	純資産合計	47,766
資産合計	118,536	負債・純資産合計	118,536

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	金額
売上高		91,792
売上原価		79,624
売上総利益		12,168
販売費及び一般管理費		11,314
営業利益		854
営業外収益		
受取利息	293	
受取配当金	2,113	
受取賃貸料	1,227	
為替差益	330	
受取和解金	373	
その他	292	4,631
営業外費用		
支払利息	194	
売上割引	41	
賃貸費用	1,133	
その他	291	1,661
経常利益		3,825
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	4	23
特別損失		
固定資産除売却損	70	
関係会社出資金評価損	493	
投資有価証券売却損	0	564
税引前当期純利益		3,284
法人税、住民税及び事業税	70	
法人税等調整額	288	359
当期純利益		2,924

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

井関農機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井関農機株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井関農機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

井関農機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井関農機株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

井関農機株式会社	監査役会
常勤監査役 木元誠剛	ⓐ
常勤監査役 町田正人	ⓑ
常勤監査役 元川靖英	ⓒ
常勤監査役 白石幸人	ⓓ
監査役 平真美	ⓔ

(注) 常勤監査役木元誠剛、常勤監査役元川靖英、常勤監査役白石幸人、及び監査役平真美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

国内トピックス

TOPICS ロボットトラクタに続き、農作業の省力化を実現するロボット田植機を発売

当社は昨年投入いたしましたロボットトラクタに続く新商品として、有人監視下での無人運転による農作業の超省力化を実現するロボット田植機（PRJ8DR）の販売を開始いたしました。

日本農業は農地集約・規模拡大による生産性の向上、農業従事者の減少・高齢化による熟練者の不足などの課題を抱えています。ロボット田植機は熟練技術が必要とする田植作業において、経営面積拡大による疲労軽減、作業に不慣れなオペレーターの技術習得に掛かる時間コストの効率化などが期待できます。



- ・かんたんな操作で無人作業
- ・ほ場内の空走りもなく、効率的



手動 ①ほ場情報の取得(ティーチング)

はじめに3辺を手動で植付けすることで、ほ場の形状を取得します。



作業と同時にほ場の形状を取得

自動 ②リモコンスイッチで自動往復植え

ほ場の形状の取得後は、自動で往復植えをします。一往復ごとにあぜ近くで自動減速・停止します。



リモコンで往復植えスタート



手動 ③外周植え

手動で残った1辺を植付けます。



※本商品は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が保有する特許出願技術（特願2018-049297、特願2018-214670）を使用しています。

TOPICS 持続可能な農業に向けての自治体との連携協定

有機農業

×

スマート農業

=

環境保全型農業

2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現を目指し、「みどりの食料システム戦略」が農林水産省にて策定されるなど有機農業を軸とした環境保全型農業への積極的転換が急務となっております。

当社は、従来の有機農業栽培にスマート農業技術を融合した持続可能な環境保全型農業を構築、実践していくことでこれらの課題を解決してまいります。

2022年1月12日：新潟市
「先端技術を活用した持続可能な農業の推進に関する連携協定」



右側中央より：新潟市 中原市長、二神農林水産部長
左側中央より：富安社長、縄田営業本部長、
中セキ関東甲信越 石本社長

2022年2月1日：島根県・浜田市
「持続可能な発展のための有機米の産地づくりに関する連携協定」



テレビ画面内：右側 島根県 丸山知事
左側 浜田市 久保田市長
右側：富安社長

海外トピックス

TOPICS 新生ISTファームマシナリー社、順調スタート

2020年12月にIST社を連結子会社化後、当社による生産から販売まで一貫したオペレーションを行ってまいりました。2021年度は前年度以上の売上高を達成し、順調な滑り出しとなりました。

2021年12月、連結子会社化後では初となるIST社ディーラー表彰大会を開催。タイ全土の販売店17社から計60名が参加し、販売業績の表彰、並びに2022年度の販売方針に関する説明を実施しました。



今後も現地販売店との結束を強化し、タイ市場での販売増を目指します。

トラクタの2021年度販売実績No.1のディーラーの皆さま

TOPICS 北米向け売上高、過去最高を達成

2021年度北米向け売上高は過去最高の151億円を達成しました。コロナ禍によるライフスタイルの変化に伴う需要増の継続という追い風もありましたが、2020年に市場投入、2021年より本格販売が始まった当社内製エンジン搭載のエコノミーおよびプレミアムトラクタが市場より好評をいただいたことも、今回の結果に繋がりました。

引き続きパートナーであるAGCO社との協力関係のもと、高品質な製品の提供を通じてお客様のプライベート生活への支援をすべく、商品ラインアップの拡充を図っていきます。

2022年度においては、同社ブランド戦略展開のサポートを通じてより一層強固な関係を構築することで、北米コンパクトトラクタ市場でのシェアアップに取り組んでいきます。



TOPICS ISEKIフランス社、過去最高売上高を達成

欧州では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進むにつれ、販売代理店の営業活動も徐々にコロナ禍前まで回復しました。

ISEKIフランス社では、主力のプロ向け製品の需要回復や、ライフスタイルの変化により新たに掘り起こされたコンシューマー向け製品の需要を取り込み、過去最高売上高を達成しました。



また、ISEKIフランス社は、スイス、スペインなど周辺国でのビジネス拡大にも注力しています。特に、スイスでは2019年に支店を開設し、市場の開拓に取り組んでいます。欧州排出ガス規制StageV対応エンジンを搭載した当社製品は、名峰マッターホルンの麓の街ツェルマットでも除雪作業などで活躍しており、欧州の中でも特に環境意識の高いスイス市場において、景観整備業者や自治体のお客さまより好評をいただいています。

サステナビリティピックアップ

「豊かで持続可能な社会の実現へ」

当社の技術と農業の課題へのソリューション提供

当社グループは、農業や社会の変化、世の中のニーズに対応した当社独自の技術で先進的な農業機械を開発し、農業の効率化・省力化に貢献してきました。今後も、農業が抱える課題に対し、先端技術の活用、ソフト面の支援を通じて、夢ある農業の実現、環境負荷低減に貢献していきます。

〇人手不足解消へのソリューション

日本農業は、高齢化や就農者減等による人手不足という課題を抱えています。当社グループのロボット技術・ICT等を活用したスマート農機により省力化、また、営農支援ソフトにより、新規就農の促進に貢献していきます。



ロボット農機でオペレーター不足を解消



直進アシストで不慣れな方でも真っ直ぐな仕上がりに、オペレーターの疲労も軽減

ISEKIアグリサポート



経験や勘からくる日々の作業を目に見える形で蓄積し、次世代への継承やコスト・品質・効率化を支援

営農ソリューション・ポータルサイトAmoni



大規模農家の課題解決に向けた情報、毎日の営農に役立つ情報を掲載

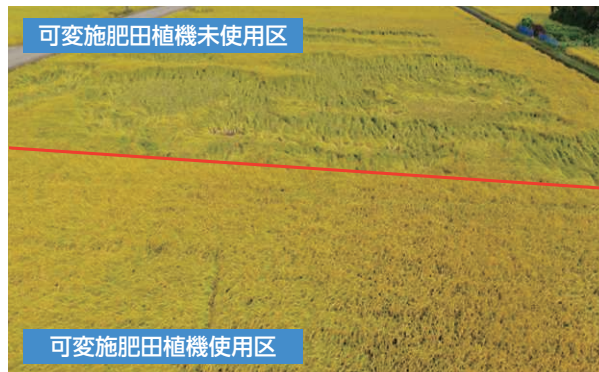


○環境負荷低減へのソリューション

当社独自技術であるリアルタイムセンシングに基づく可変施肥田植機は土壌条件に適した施肥量調整を自動で行い肥料の過剰投与を制御できます。これにより、肥料に含まれる窒素が要因になるCO₂の約300倍の温暖化効果のあるN₂Oの発生を抑制できます。また、適量の肥料散布が稲の過剰生育による倒伏を低減させることで、収穫時のコンバイン稼働時間を短縮し、省エネルギーに寄与します。



リアルタイムセンシングに基づく施肥制御



適量の肥料散布により倒伏を軽減

エコ商品認定事例

●フロンティアファイター-HFR475、5075



省エネ・省資源

環境負荷物質低減

排出ガス規制に適合したエンジンを搭載し、DPFとDOCの組み合わせによるクリーンな排出ガスを実現しました。

新IQ脱穀制御により、低速作業時には作業回転範囲内（グリーンゾーン）でエンジン回転数を制御し唐箕風量を抑えることで選別ロスを低減します。

作業シーンに応じてエンジン回転を自動的にセットすることで無駄な燃料消費を抑制します。



女性農業者の活躍に向けて「夢ある‘農業女子’応援Project」でサポート

農林水産省「農業女子プロジェクト」に2013年より参画し、女性農業者のさらなる活躍をサポートするため、女性農業者を対象とした農業機械取扱いセミナーを開催しています。また、農業女子のご意見・アイデアを織り込んだ“みんなに使いやすい”農業機械を商品化しています。

女性農業者等の参加人数 847 名

全国でのセミナー開催数 38 回

農業女子コラボ農機開発数 3 機種

*2021年12月までの累計（参加人数、セミナー開催数にはオンライン座談会分も含みます。）



*トラクタ「しろ八チ」開発ミーティングの様子（2015年）

ホビー農家の方にも人気の「ちょこプチ」

女性の腕の長さを考慮してレバーを延長し、操作しやすいよう変更したり、機械に不慣れな人にも分かりやすいように、エンジン始動手順のラベルを付けた耕うん機「ちょこプチ」は、ホビー農家の方などからも人気です。ネーミングに使われている「プチ」は、農業女子の方からのアイデアで、親しみやすさや使いやすさを表現しています。



ちょこプチ（農業女子セミナーにて）

コロナ禍 オンライン座談会を開催

コロナ禍において中止となった農業機械取扱いセミナーに代わり、「農業女子オンライン座談会」をこれまで5回開催し、全国からご参加いただきました。コロナ禍、ニューノーマルにも対応し、農業女子の農業経営に役立つ有益な情報を提供してまいります。

《オンライン座談会の主なテーマ》

- ・省力化につながるスマート農業
- ・トラクタ基礎点検
- ・野菜育苗、土づくりのポイント
- ・水稻生育予測や積算温度予測の活用方法
- ・6次産業化の取り組み

夢ある‘農業女子’応援Projectの取り組みは、
井関農機ホームページでご覧いただけます。
URL <https://www.iseki.co.jp/noujo/>



人材活用の取り組み

当社グループは、事業活動における課題解決を果たすため、「人づくり」と「人材活用」が重要であると考えています。

2021年にスタートした中期経営計画では「人事の変革」と「従業員エンゲージメント向上」を重点取り組みとして掲げました。「人事の変革」としては、先端技術やグローバル対応など、事業戦略に沿って成長分野の人材確保・育成に注力するとともに、グループ全体での人材配置の最適化に取り組んでいます。「従業員エンゲージメント向上」としては、働きやすく魅力ある職場づくりや人材育成プログラムの充実、ダイバーシティをさらに推進し、会社と従業員との「きずな」強化を図っていきます。

当社グループでは、これらの取り組みを通じて、2025年の創立100周年、そして次の100年を担う人材を育成していきます。

○人材育成

能力に応じた階層別・職種別研修や語学研修、留学、技能検定、技術・技能の伝承のためのマイスター制度、通信教育制度等、多様な人材育成プログラムを設けています。

また、「開発」「生産」から「販売・サービス」まで一貫した専門の人材育成体制を構築し、お客さまから信頼されるモノづくり、画期的な商品・サービスの提供につなげています。

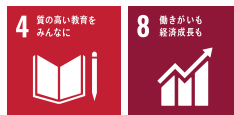


○働きやすい職場づくり

フレックスタイム制度やノー残業デー等により、ワークライフバランスの充実の推進に取り組んでおり、その一環として仕事と育児の両立に向けた制度拡充を図っています。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に導入した在宅勤務制度を恒久化し、さらに多様な働き方を可能としています。

○健康経営の推進

企業の発展・事業活動の原動力は従業員一人ひとりの健康で安定した生活にあると捉え、従業員の健康管理に取り組んでいます。2021年10月には、「井関グループ健康経営宣言」を公表し、「からだの健康」「こころの健康」「暮らしの健康」の三つの健康を柱に、従業員の健康増進を図り、エンゲージメントの向上とグループの持続的な成長を実現していく方針です。



メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年12月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先（電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。
<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更、単元未満株式の買取のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。 なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。 	

株主総会会場ご案内図

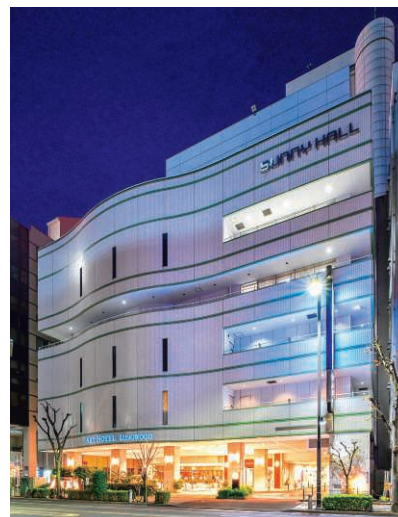
開催
日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」
（旧：ホテルラングウッド）
電話 03-3803-1234（代）

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



アートホテル日暮里ラングウッド
（旧：ホテルラングウッド）

交通

JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。



未来のために、いま選ぼう。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ミックス
責任ある水質資源を
使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE
OIL INK

井関グループは、
環境省による地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を
促す国民運動である【COOL CHOICE】の取組みに賛同しています。
「賢い選択」の提案として「エコ商品」など
環境に配慮した商品の開発普及を推進しています。

